

ID: 327

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	農地利用規約の認定		
法令名 根拠条項	農住組合法 第13条第3項		
法令番号	昭和55年法律第86号		
<p>【基準】</p> <p>法第13条第3項及び第4項の規定による。 (農地利用規約)</p> <p>第13条</p> <p>3 組合は、農地利用規約を定めたときは、主務省令で定めるところにより、これを市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に提出して、当該農地利用規約が営農地区における当面の営農の円滑な継続に資するものである旨の認定を受けることができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、申請に係る農地利用規約の設定手続又は申請手続が法令に違反していると認めるときは、同項の認定をしてはならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1760

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	農用地区域内における開発行為の許可
法令名 根拠条項	農業振興地域の整備に関する法律 第15条の2第1項
法令番号	昭和44年法律第58号
<p>【基準】</p> <p>法第15条の2の規定による。 (農用地区域内における開発行為の制限)</p> <p>第15条の2 農用地区域内において開発行為(宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。)をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事(農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村(以下この条において「指定市町村」という。)の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するために行う行為</p> <p>(2) 土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業の施行として行う行為</p> <p>(3) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項又は第5条第1項の許可に係る土地をその許可に係る目的に供するために行う行為</p> <p>(4) 農地法第2条第1項に規定する農地を同法第43条第1項の規定による届出に係る同条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供するために行う行為</p> <p>(5) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第4条第3項第1号の権利に係る土地を当該農用地利用集積計画に定める利用目的に供するために行う行為</p> <p>(6) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第7項の規定による公告があつた農用地利用配分計画の定めるところによつて設定され、又は移転された賃借権又は使用貸借による権利に係る土地を当該農用地利用配分計画に定める利用目的に供するために行う行為</p> <p>(7) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第2条第3項第3号の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為</p> <p>(8) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)第8条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第5条第8項の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為</p> <p>(9) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で農林水産省令で定めるもの</p> <p>(10) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為</p> <p>(11) 公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもので農林水産省令で定めるもの</p> <p>(12) 農用地区域が定められ、又は拡張された際既に着手していた行為</p> <p>2 前項の許可の申請は、当該開発行為に係る土地の所在地を管轄する市町村長を経由してしなければならない。ただし、当該市町村長が指定市町村の長である場合は、この限りでない。</p> <p>3 市町村長(指定市町村の長を除く。)は、前項の規定により許可の申請書を受理したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に送付しなければならない。この場合において、当該市町村長は、当該申請書に意見を付すことができる。</p>	

- 4 都道府県知事等は、第1項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを許可してはならない。
 - (1) 当該開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。
 - (2) 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること。
 - (3) 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
- 5 第1項の許可には、当該開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、条件を付することができる。
- 6 都道府県知事等は、第1項の許可をしようとするとき(当該許可に係る開発行為が30アールを超える農地法第2条第1項に規定する農地(同法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含む。第17条において同じ。)が含まれる土地に係るものであるときに限る。)は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第43条第1項に規定する都道府県機構(次項において「都道府県機構」という。)の意見を聴かななければならない。ただし、同法第42条第1項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。
- 7 前項に規定するもののほか、都道府県知事等は、第1項の許可をするため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。
- 8 国又は地方公共団体が農用地区域内において開発行為(第1項各号のいずれかに該当する行為を除く。)をしようとする場合においては、国又は地方公共団体と都道府県知事等との協議が成立することをもつて同項の許可があつたものとみなす。
- 9 第6項及び第7項の規定は、前項の協議を成立させようとする場合について準用する。
- 10 第1項に規定するもののほか、指定市町村の指定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 325

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	施設の配置に関する協定の認可		
法令名 根拠条項	農業振興地域の整備に関する法律 第18条の2第1項		
法令番号	昭和44年法律第58号		
【基準】	<p>法第18条の2第1項及び第18条の5第1項の規定による。 (協定の締結等)</p> <p>第18条の2 農用地利用計画において第3条第4号に掲げる土地としてその用途が指定された土地において同号に規定する施設を適切に配置し、農業生産を円滑かつ効率的に進めるため、同号に規定する施設のうち適切に配置されることが営農環境の確保上特に必要と認められる農林水産省令で定める施設の用に供することを予定する土地を含む農業振興地域内にある相当規模の一団の土地(公共施設の用に供する土地その他政令で定める土地を除く。)について所有権、地上権又は賃借権を有する者(国及び地方公共団体を除く。以下「土地所有者等」という。)は、市町村長の認可を受けて、これらの土地についての当該施設の用に供することを予定する土地の区域の設定及びこれと併せて行う当該施設の用に供しないことを予定する土地の区域の設定に関する協定(以下第18条の11までにおいて「協定」という。)を締結することができる。</p> <p>(協定の認可)</p> <p>第18条の5 市町村長は、第18条の2第1項の認可の申請が次の各号のすべてに該当するときは、当該協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請の手續又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) 協定区域(協定において協定区域予定地を定める場合には、当該協定区域予定地の区域を含む。)が協定の目的を達成するために必要な相当の規模を有し、かつ、協定に係る施設による営農環境への影響の及ぶ範囲を超えない一団の土地であると認められること。</p> <p>(3) 前号に掲げるもののほか、協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。</p> <p>(4) 協定の内容が農業振興地域整備計画の達成に資すると認められるものであること。</p> <p>農用地等の確保等に関する基本指針(令和2年12月8日)参照</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 326

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	施設の維持運営に関する協定の認定		
法令名 根拠条項	農業振興地域の整備に関する法律 第18条の12第1項		
法令番号	昭和44年法律第58号		
【基準】	<p>法第18条の12第1項及び第3項の規定による。 (施設の維持運営に関する協定の締結等)</p> <p>第18条の12 農業者その他の土地所有者等に係る土地が利益を受け、又は農業者その他の者の共同の利用に供されている農業振興地域における農業用排水施設(政令で定める施設を除く。以下この条において同じ。)その他の第8条第2項第2号に掲げる事項に係る施設又は同項第4号若しくは第6号に規定する施設であつて、農業用排水施設により利益を受ける土地に係る土地所有者等又は農業用排水施設以外の施設の利用者が共同して行う維持、運営その他の行為(以下この条において「維持運営」という。)により機能の保持を図る必要があるものとして農林水産省令で定めるものについて、農業者その他の土地所有者等又は利用者は、その施設の適正な維持運営を確保するため、当該施設について設置者又は管理者がある場合には当該設置者又は管理者の同意を得て、当該施設の維持運営に関する協定(以下この条において「協定」という。)を締結し、当該協定が適当である旨の市町村長の認定を受けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 市町村長は、第1項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>(1) 農業用排水施設に係る協定にあつては当該農業用排水施設により利益を受ける土地の区域に係る土地所有者等の、その他の協定にあつては協定の目的となる施設の利用者の相当部分が協定に参加していること。</p> <p>(2) 協定において定める施設の維持運営に関する事項の内容が適切であり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に資するものであること。</p> <p>(3) 協定において定める前項第3号から第6号までに掲げる事項の内容が妥当なものであること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 320

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	農業経営改善計画の認定
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第12条第1項
法令番号	昭和55年法律第65号
<p>【基準】</p> <p>法第12条第1項及び第4項の規定による。 (農業経営改善計画の認定等)</p> <p>第12条 第6条第5項の同意を得た市町村(以下「同意市町村」という。)の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 基本構想に照らし適切なものであること。 (2) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 (3) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>省令第14条の規定による。 (農業経営改善計画の認定基準)</p> <p>第14条 法第12条第4項第3号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。 (2) その農業経営改善計画に法第13条第2項に規定する関連事業者等(耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人を除く。)が法第12条第3項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者(農地所有適格法人であるものに限る。)に出資する計画が含まれる場合にあつては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。 ロ 当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社である場合にあつては、農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者以外の者(法第13条第2項に規定する関連事業者等(耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人に限る。))を除く。ハにおいて同じ。)の有する議決権の合計が総株主の議決権の2分の1以上となるものでないこと。 ハ 当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社(会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社をいう。)である場合にあつては、農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者以外の者の数が社員の総数の2分の1以上となるものでないこと。</p> <p>(3) その農業経営改善計画に、法第12条第3項に規定する措置として、法第13条第2項に規定する関連事業者等(法第12条第1項の認定を受けた農地所有適格法人であつて、当該農業経営改善計画を作成した者(農地所有適格法人である株式会社に限る。))の総株主の議決権の過半を占めているものに限る。)の役員が当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の改善に寄与する者として当該農業経営改善計画を作成した者の理事等(農地法第2条第3項第3号に規定する理事等をいう。)を兼ねる計画が含まれる場合にあつては、当該役員が次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 当該役員が当該関連事業者等の行う農業に常時従事する者であり、かつ、当該関連事業者等の株主であること。 ロ 当該役員が当該農業経営改善計画を作成した者の行う農業に年間30日以上従事すること。</p> <p>2 法第6条第5項の同意を得た市町村(以下「同意市町村」という。)が農業経営改善計画が</p>	

前項第2号若しくは第3号に掲げる基準に適合するかどうかを判断しようとするとき又は前項第2号若しくは第3号に規定する計画が含まれる農業経営改善計画について法第13条の2第3項の規定により意見を述べようとするときは、当該同意市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 321

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	農業経営改善計画の変更の認定
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第13条第1項
法令番号	昭和55年法律第65号
<p>【基準】</p> <p>法第12条第1項(農業経営改善計画の認定)と同様に法第12条第1項及び第4項の規定による。</p> <p>(農業経営改善計画の認定等)</p> <p>第12条 第6条第5項の同意を得た市町村(以下「同意市町村」という。)の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 基本構想に照らし適切なものであること。</p> <p>(2) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</p> <p>(3) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>省令第14条の規定による。</p> <p>(農業経営改善計画の認定基準)</p> <p>第14条 法第12条第4項第3号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。</p> <p>(2) その農業経営改善計画に法第13条第2項に規定する関連事業者等(耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人を除く。)が法第12条第3項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者(農地所有適格法人であるものに限る。)に出資する計画が含まれる場合にあつては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。</p> <p>ロ 当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社である場合にあつては、農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者以外の者(法第13条第2項に規定する関連事業者等(耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人に限る。))を除く。ハにおいて同じ。)の有する議決権の合計が総株主の議決権の2分の1以上となるものでないこと。</p> <p>ハ 当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社(会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社をいう。)である場合にあつては、農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者以外の者の数が社員の総数の2分の1以上となるものでないこと。</p> <p>(3) その農業経営改善計画に、法第12条第3項に規定する措置として、法第13条第2項に規定する関連事業者等(法第12条第1項の認定を受けた農地所有適格法人であつて、当該農業経営改善計画を作成した者(農地所有適格法人である株式会社に限る。))の総株主の議決権の過半を占めているものに限る。)の役員が当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の改善に寄与する者として当該農業経営改善計画を作成した者の理事等(農地法第2条第3項第3号に規定する理事等をいう。)を兼ねる計画が含まれる場合にあつては、当該役員が次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 当該役員が当該関連事業者等の行う農業に常時従事する者であり、かつ、当該関連事業者等の株主であること。</p> <p>ロ 当該役員が当該農業経営改善計画を作成した者の行う農業に年間30日以上従事すること。</p>	

2 法第6条第5項の同意を得た市町村(以下「同意市町村」という。)が農業経営改善計画が前項第2号若しくは第3号に掲げる基準に適合するかどうかを判断しようとするとき又は前項第2号若しくは第3号に規定する計画が含まれる農業経営改善計画について法第13条の2第3項の規定により意見を述べようとするときは、当該同意市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1669

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	青年等就農計画の認定		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第14条の4第1項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
【基準】	<p>法第14条の4の規定による。 (青年等就農計画の認定)</p> <p>第14条の4 同意市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等(新たに農業経営を営む青年等で農業経営を開始してから農林水産省令で定める期間を経過しないもの(次項第1号において「既に農業経営を開始した青年等」という。))を含み、認定農業者を除く。)は、農林水産省令で定めるところにより、青年等就農計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該青年等就農計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 前項の青年等就農計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 農業経営の開始の時ににおける農業経営の状況(既に農業経営を開始した青年等にあつては、農業経営の現状)</p> <p>(2) 農業経営の開始から相当の期間を経過した時ににおける農業経営に関する目標</p> <p>(3) 前号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項</p> <p>(4) 第4条第2項第2号に掲げる者にあつては、その有する知識及び技能に関する事項</p> <p>(5) その他農林水産省令で定める事項</p> <p>3 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その青年等就農計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 基本構想に照らし適切なものであること。</p> <p>(2) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1670

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	青年等就農計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第14条の5第1項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
【基準】	<p>法第14条の5の規定による。 (青年等就農計画の変更等)</p> <p>第14条の5 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定就農者」という。)は、当該認定に係る青年等就農計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。</p> <p>2 同意市町村は、前条第1項の認定に係る青年等就農計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定就農計画」という。)が同条第3項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定就農者が認定就農計画に従つて同条第2項第2号の目標を達成するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 認定就農者が第12条第1項の認定を受けたときは、当該認定就農者に係る前条第1項の認定は、その効力を失う。</p> <p>4 前条第3項の規定は、第1項の規定による変更の認定について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 322

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	農用地利用規程の認定		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第23条第1項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
【基準】	<p>法第23条第1項及び第3項の規定による。 (農用地利用規程)</p> <p>第23条 農業協同組合法第72条の10第1項第1号の事業を行う農事組合法人その他の団体(政令で定める基準に従った定款又は規約を有しているものに限る。)であつて、第6条第2項第5号ロに規定する基準に適合する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地につき第18条第3項第4号の権利を有する者の3分の2以上が構成員となつていものは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを同意市町村に提出して、当該農用地利用規程が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>(1) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。</p> <p>(2) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</p> <p>(2)の2 前項第4号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。</p> <p>(3) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 323

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	農用地利用規程の変更の認定		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第24条第1項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
【基準】	<p>法第23条第1項(農用地利用規程の認定)と同様に法第23条第1項及び第3項の規定による。 (農用地利用規程)</p> <p>第23条 農業協同組合法第72条の10第1項第1号の事業を行う農事組合法人その他の団体(政令で定める基準に従った定款又は規約を有しているものに限る。)であつて、第6条第2項第5号ロに規定する基準に適合する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地につき第18条第3項第4号の権利を有する者の3分の2以上が構成員となつていものは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを同意市町村に提出して、当該農用地利用規程が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 略</p> <p>3 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>(1) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。</p> <p>(2) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。</p> <p>(2)の2 前項第4号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。</p> <p>(3) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 324

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	特定農用地利用規程の有効期間の延長の承認		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法施行令 第10条ただし書		
法令番号	昭和55年政令第219号		
【基準】	政令第10条の規定による。 (特定農用地利用規程の有効期間) 第10条 特定農用地利用規程の有効期間は、法第23条第1項の認定を受けた日から起算して5年とする。ただし、同項の認定を受けた団体は、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体の同意を得た場合には、農林水産省令で定めるところにより、同意市町村の承認を得て、その有効期間を5年を超えない範囲内で延長することができる。		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1705

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	事業計画の認定
法令名根拠条	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 第7条第5項
法令番号	平成26年法律第78号
<p>【基準】</p> <p>法第7条の規定による。 (事業計画の認定)</p> <p>第7条 促進計画に基づいて当該促進計画に定められた前条第2項第1号の区域内において多面的機能発揮促進事業を実施しようとする農業者団体等は、その実施しようとする多面的機能発揮促進事業に関する計画(以下「事業計画」という。)を作成し、当該促進計画を作成した市町村(以下「特定市町村」という。)の認定を申請することができる。</p> <p>2 事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 多面的機能発揮促進事業の目標</p> <p>(2) 多面的機能発揮促進事業の内容に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域</p> <p>ロ 第3条第3項第1号に掲げる事業を実施しようとする場合にあつては、当該事業に係る施設の所在及び種類、当該施設の管理に関し行う同号イに掲げる活動又は同号ロに掲げる活動の別及び当該活動の内容その他農林水産省令で定める事項</p> <p>ハ 第3条第3項第2号に掲げる事業を実施しようとする場合にあつては、当該事業に係る農業生産活動の内容、当該農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動の内容その他農林水産省令で定める事項</p> <p>ニ 第3条第3項第3号に掲げる事業を実施しようとする場合にあつては、当該事業に係る自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容、当該生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容その他農林水産省令で定める事項</p> <p>(3) 多面的機能発揮促進事業の実施期間</p> <p>(4) その他農林水産省令で定める事項</p> <p>3 農業者団体等であつて農林水産省令で定めるものは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第85条第1項に規定する都道府県営土地改良事業によって生じた同法第2条第2項第1号に規定する土地改良施設(次項において「土地改良施設」という。)について第3条第3項第1号に掲げる事業(同号ロに掲げる活動を行うものに限る。)を実施しようとするときは、前項第2号ロに掲げる事項に、第12条第1項の規定による委託を受けて行う当該土地改良施設についての管理に関する事項を記載することができる。</p> <p>4 前項に規定する農業者団体等は、同項の規定により事業計画に土地改良施設についての管理に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県(土地改良法第94条の10第1項の規定により当該都道府県が当該土地改良施設を同法第94条の3第1項に規定する土地改良区等に管理させている場合にあつては、当該土地改良区等を含む。)の同意を得なければならない。</p> <p>5 特定市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 当該事業計画が促進計画に照らし適切なものであること。</p> <p>(2) 当該事業計画に定める事項が当該事業計画に係る多面的機能発揮促進事業を確実に実施するために適切なものであること。</p> <p>(3) 当該事業計画に記載された多面的機能発揮促進事業の実施区域(当該事業計画に2以上の多面的機能発揮促進事業が記載されている場合にあつては、その全ての実施区域)内に、現に耕作又は養畜の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作又は養畜の目的に供されないと見込まれる農用地として農林水産省令で定めるものがないこと。</p> <p>6 特定市町村は、第1項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の概要(当該認定に係る事業計画に、前条第2項第4号の規定により定められた区域内において実施される多面的機能発揮促進事業が記載されている場合にあつては、その旨を含む。)を公表しなければならない。</p>	

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1706

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	事業計画の変更認定		
法令名 根拠条項	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 第8条第1項		
法令番号	平成26年法律第78号		
【基準】	<p>法第8条の規定による。 (事業計画の変更等)</p> <p>第8条 前条第1項の認定を受けた農業者団体等(以下「認定農業者団体等」という。)は、当該認定に係る事業計画の変更をしようとするときは、特定市町村の認定を受けなければならない。ただし、その変更が農林水産省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。</p> <p>2 特定市町村は、認定農業者団体等が前条第1項の認定に係る事業計画(前項の変更の認定又は同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更があったときは、その変更後のもの。以下この条において「認定事業計画」という。)に従って当該認定事業計画に記載された多面的機能発揮促進事業(以下「認定事業」という。)を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。</p> <p>3 特定市町村は、認定事業計画が前条第5項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定農業者団体等に対し、当該認定事業計画の変更を指示し、又は同条第1項の認定を取り消すことができる。</p> <p>4 前条第4項から第6項までの規定は、認定事業計画の変更について準用する。この場合において、同条第5項及び第6項中「第1項」とあるのは、「次条第1項」と読み替えるものとする。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 342

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	経営改善計画の認定		
法令名 根拠条項	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 第2条の5		
法令番号	昭和29年法律第182号		
<p>【基準】 法第2条の5及び省令第2条の5の規定による。 (経営改善計画) 第2条の5 市町村計画を作成した市町村長は、当該市町村の区域内において酪農経営又は肉用牛経営を営む者から農林水産省令で定めるところによりその作成した経営改善計画が適当である旨の認定の申請があつた場合において、その経営改善計画が市町村計画の内容に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その経営改善計画が適当である旨の認定をするものとする。</p> <p>(経営改善計画の認定基準) 第2条の5 法第2条の5の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 当該経営改善計画が市町村計画の内容に照らし適切なものであること。 (2) 当該経営改善計画が適正に作成されており、かつ、申請者がこれを達成する見込みが確実であること。 (3) 当該経営改善計画に株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から借入れを必要とする資金の額及び計画が記載されているものについては、当該借入れが必要であつて、他に適当な方法がないこと。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	土地への立入等の許可		
法令名 根拠条項	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 第25条第2項		
法令番号	昭和41年法律第126号		
【基準】	<p>法第25条第1項から第3項までの規定による。 (測量、実地調査及び簿書の閲覧等)</p> <p>第25条 都道府県又は市町村の職員は第2章の規定による入会林野整備又は前章の規定による旧慣使用林野整備に関し、当該入会林野整備を行なおうとする入会権者は当該入会林野整備に関し、土地又は土地に定着する物件の測量又は実地調査をするため必要があるときは、その必要の限度内において、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができる。</p> <p>2 前項の入会権者が同項の行為をするには、あらかじめ、当該土地の所在地を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 市町村長は、前項の許可の申請があつたときは、当該土地の占有者及び立木竹の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 202

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	特用林の指定		
法令名 根拠条項	森林法 第10条の8第1項第7号		
法令番号	昭和26年法律第249号		
<p>【基準】</p> <p>法第10条の8第1項第7号の規定による。 (伐採及び伐採後の造林の届出等)</p> <p>第10条の8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林(第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林(次号において「普通林」という。)であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 203

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	自家用林の指定		
法令名 根拠条項	森林法 第10条の8第1項第8号		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】 法第10条の8第1項第8号の規定による。 (伐採及び伐採後の造林の届出等) 第10条の8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林(第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1)～(7) 略 (8) 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 204

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	施業実施協定の認可		
法令名 根拠条項	森林法 第10条の11第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第10条の11第1項及び第10条の11の4第1項の規定による。 (施業実施協定)</p> <p>第10条の11 市町村の区域内に存する一団の民有林で次に掲げる要件に該当するもの(以下この項において「対象森林」という。)の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者は、当該市町村の長の認可を受けて、森林施業の実施に関する協定(以下「施業実施協定」という。)であつて当該対象森林について行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。</p> <p>(1) 地域森林計画の対象となつている森林であること。 (2) 森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林であること。</p> <p>(施業実施協定の認可)</p> <p>第10条の11の4 市町村の長は、第10条の11第1項又は第2項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請の手續又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。 (2) 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 205

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	施業実施協定の変更の認可		
法令名 根拠条項	森林法 第10条の11の5第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>準用する法第10条の11第1項(施業実施協定の認可)と同様に法第10条の11第1項及び第10条の11の4第1項の規定による。</p> <p>(施業実施協定)</p> <p>第10条の11 市町村の区域内に存する一団の民有林で次に掲げる要件に該当するもの(以下この項において「対象森林」という。)の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者は、当該市町村の長の認可を受けて、森林施業の実施に関する協定(以下「施業実施協定」という。)であつて当該対象森林について行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。</p> <p>(1) 地域森林計画の対象となつている森林であること。</p> <p>(2) 森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林であること。</p> <p>(施業実施協定の認可)</p> <p>第10条の11の4 市町村の長は、第10条の11第1項又は第2項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。</p> <p>(1) 申請の手續又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。</p> <p>(2) 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。</p> <p>(3) 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 206

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	施業実施協定の廃止の認可		
法令名 根拠条項	森林法 第10条の11の7第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第10条の11の7第1項の規定による。 (施業実施協定の廃止)</p> <p>第10条の11の7 施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等は、第10条の11第1項若しくは第2項又は第10条の11の5第1項の認可を受けた施業実施協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村の長の認可を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1790

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	共有林の一部の森林所有者が不確知である旨等の公告		
法令名 根拠条項	森林法 第10条の12の3		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第10条の12の3の規定による。 (公告)</p> <p>第10条の12の3 市町村の長は、前条第1項の規定による申請があつた場合において、当該申請が相当であると認めるときは、次に掲げる事項を公告するものとする。</p> <p>(1) 当該共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積</p> <p>(2) 当該共有者不確知森林の森林所有者の一部を確知することができない旨</p> <p>(3) 当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない場合には、その旨</p> <p>(4) 次に掲げる者は、公告の日から起算して6月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて、市町村の長に申し出るべき旨</p> <p>イ 当該共有者不確知森林の森林所有者又は当該共有者不確知森林の土地の所有者で、確知することができないもの(第10条の12の7第1項において「不確知森林共有者等」という。)</p> <p>ロ 当該共有者不確知森林に関し所有権以外の権利を有する者で、当該共有者不確知森林の伐採及び伐採後の造林について異議のあるもの</p> <p>(5) その他農林水産省令で定める事項</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 207

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	森林経営計画の認定		
法令名 根拠条項	森林法 第11条第5項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第11条第5項の規定による。 (森林経営計画)</p> <p>第11条</p> <p>5 市町村の長は、第1項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。</p> <p>(1) 第2項第1号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。</p> <p>(2) 第2項第3号から第6号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。</p> <p>イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準</p> <p>ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準</p> <p>(3) 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。</p> <p>(4) 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従つた森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。</p> <p>(5) 第2項第4号又は第8号に掲げる事項に火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が第21条第2項第1号又は第3号に該当するものであること。</p> <p>(6) 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が鳥獣害防止森林区域内に存する場合には、第2項第7号の鳥獣害の防止の方法が農林水産省令で定める鳥獣害の防止の方法に関する基準に適合していること。</p> <p>(7) 当該森林経営計画に第3項に規定する事項が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。</p> <p>(8) 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林である場合には、同項の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。</p>		
標準処理期間	20日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 208

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	森林経営計画の変更認定		
法令名 根拠条項	森林法 第12条第2項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第11条第5項(森林経営計画の認定)と同様に法第11条第5項の規定による。 (森林経営計画)</p> <p>第11条</p> <p>5 市町村の長は、第1項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。</p> <p>(1) 第2項第1号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。</p> <p>(2) 第2項第3号から第6号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。</p> <p>イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準</p> <p>ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準</p> <p>(3) 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。</p> <p>(4) 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従つた森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること。</p> <p>(5) 第2項第4号又は第8号に掲げる事項に火入れに関する事項が記載されている場合には、その火入れをする目的が第21条第2項第1号又は第3号に該当するものであること。</p> <p>(6) 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が鳥獣害防止森林区域内に存する場合には、第2項第7号の鳥獣害の防止の方法が農林水産省令で定める鳥獣害の防止の方法に関する基準に適合していること。</p> <p>(7) 当該森林経営計画に第3項に規定する事項が記載されている場合には、当該森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林の森林所有者の申出に応じて当該認定の請求をした者が森林の経営の委託を受けることが確実であると見込まれることその他の森林の経営の規模の拡大が図られることが確実であると認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。</p> <p>(8) 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林である場合には、同項の規定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であると認められること。</p>		
標準処理期間	20日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 209

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	火入れの許可		
法令名 根拠条項	森林法 第21条第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	法第21条第1項及び第2項の規定による。 (火入れ) 第21条 森林又は森林に接近している政令で定める範囲内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地においては、その森林又は土地の所在する市町村の長の許可を受けてその指示するところに従つてでなければ火入れをしてはならない。ただし、国又は地方公共団体が火入れをする場合は、この限りでない。 2 前項の市町村の長は、火入れをする目的が次の各号の一に該当する場合でなければ同項の許可をしてはならない。 (1) 造林のための地ごしらえ (2) 開墾準備 (3) 害虫駆除 (4) 焼畑 (5) 前各号に準ずる事項であつて農林水産省令で定めるもの		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 210

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	森林施業に関する測量又は実地調査のための他人の土地への立入又は立木竹伐採の許可		
法令名 根拠条項	森林法 第49条第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	法第49条第1項の規定による。 (立入調査等) 第49条 森林所有者等は、森林施業に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができる。		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 211

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	森林病虫害等の駆除・予防のための他人の土地への立入の許可		
法令名 根拠条項	森林法 第49条第6項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第49条第6項の規定による。 （立入調査等）</p> <p>第49条</p> <p>6 森林所有者等は、森林に重大な損害を与えるおそれのある害虫、獣類、菌類又はウイルスが森林に発生し、又は発生するおそれがある場合において、その駆除又は予防のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて他人の土地に立ち入ることができる。この場合には、第2項から前項までの規定を準用する。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1666

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	設備整備計画の認定
法令名 根拠条項	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 第7条第3項
法令番号	平成25年法律第81号
<p>【基準】</p> <p>法第7条の規定による。 (設備整備計画の認定)</p> <p>第7条 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該整備に関する計画(以下「設備整備計画」という。)を作成し、基本計画を作成した市町村(以下「計画作成市町村」という。)の認定を申請することができる。</p> <p>2 設備整備計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模その他の当該再生可能エネルギー発電設備の整備の内容並びに当該整備を行う期間</p> <p>(2) 前号の再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保、農林漁業関連施設の整備、農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進、農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の内容</p> <p>(3) 第1号の再生可能エネルギー発電設備又は前号の農林漁業関連施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲</p> <p>(4) 第1号の整備及び第2号の取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法</p> <p>(5) その他農林水産省令・環境省令で定める事項</p> <p>3 計画作成市町村は、第1項の規定による申請があった場合において、その申請に係る設備整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 設備整備計画の内容が基本計画に適合するものであり、かつ、申請者が当該設備整備計画を実施する見込みが確実であること。</p> <p>(2) 設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等(前項第1号の再生可能エネルギー発電設備及び同項第2号の農林漁業関連施設をいう。以下同じ。)の整備に係る行為が、当該計画作成市町村が管理する漁港の区域内の水域又は公共空地において行う行為であって漁港漁場整備法第39条第1項の許可を受けなければならないものである場合には、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事項が同条第2項の規定により当該許可をしなければならない場合に該当すること。</p> <p>(3) 設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、当該計画作成市町村が管理する海岸保全区域(海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域をいい、同法第40条第1項第2号及び第3号に規定するものに限る。次項第6号及び第13条において同じ。)内において行う行為であって同法第7条第1項又は第8条第1項の許可を受けなければならないものである場合には、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事項が同法第7条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定によりこれらの許可をしなければならない場合に該当しないこと。</p> <p>4 計画作成市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該設備整備計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が第1号及び第3号から第9号までに掲げる行為のいずれかに該当するものである場合にあっては、その同意を得なければならない。</p> <p>(1) 農地を農地以外のものにし、又は農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する行為であって、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事</p>	

- (2) 集約酪農地域(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第3条第1項の規定により指定された集約酪農地域をいう。第10条において同じ。)の区域内にある草地(同法第2条第3項に規定する草地をいう。第10条において同じ。)において行う行為であって、同法第9条の規定による届出をしなければならないもの 都道府県知事
 - (3) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林(保安林(同法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。))並びに同法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林(森林法第2条第1項に規定する森林をいう。)を除く。第11条第1項において「対象民有林」という。)において行う行為であって、森林法第10条の2第1項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事
 - (4) 保安林において行う行為であって、森林法第34条第1項又は第2項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事
 - (5) 都道府県が管理する漁港の区域内の水域又は公共空地において行う行為であって、漁港漁場整備法第39条第1項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事
 - (6) 海岸保全区域(当該計画作成市町村が管理するものを除く。)内において行う行為であって、海岸法第7条第1項又は第8条第1項の許可を受けなければならないもの 海岸管理者(同法第2条第3項に規定する海岸管理者をいう。第8項において同じ。)
 - (7) 国立公園(自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第2号に規定する国立公園をいう。第14条において同じ。)の区域内において行う行為であって、同法第20条第3項の許可を受けなければならないもの又は同法第33条第1項の届出をしなければならないもの 環境大臣
 - (8) 国定公園(自然公園法第2条第3号に規定する国定公園をいう。第14条において同じ。)の区域内において行う行為であって、同法第20条第3項の許可を受けなければならないもの又は同法第33条第1項の届出をしなければならないもの 都道府県知事
 - (9) 温泉法(昭和23年法律第125号)第3条第1項又は第11条第1項の許可を受けなければならない行為 都道府県知事
- 5 都道府県知事は、前項第1号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同項の同意をするものとする。
 - (1) 農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第4条第6項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
 - (2) 農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第5条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
 - 6 環境大臣又は都道府県知事は、第4項第7号又は第8号に掲げる行為(自然公園法第20条第3項の許可に係るものに限る。)に係る設備整備計画についての協議があった場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、同条第4項の規定により同条第3項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、第4項の同意をするものとする。
 - 7 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、第4項の同意をするものとする。
 - (1) 第4項第3号に掲げる行為 森林法第10条の2第2項の規定により同条第1項の許可をしなければならない場合に該当すること。
 - (2) 第4項第4号に掲げる行為 森林法第34条第3項若しくは第4項の規定により同条第1項の許可をしなければならない場合又は同条第5項の規定により同条第2項の許可をしなければならない場合に該当すること。
 - (3) 第4項第5号に掲げる行為 漁港漁場整備法第39条第2項の規定により同条第1項の許可をしなければならない場合に該当すること。
 - (4) 第4項第9号に掲げる行為 温泉法第4条第1項(同法第11条第2項又は第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により同法第3条第1項又は第11条第1項の許可をしなければならない場合に該当すること。
 - 8 海岸管理者は、第4項第6号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、海岸法第7条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定により同法第7条第1項

- 又は第8条第1項の許可をしなければならない場合に該当しないと認めるときは、第4項の同意をするものとする。
- 9 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、第4項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者に協議しなければならない。
- (1) 第4項第1号に掲げる行為(当該行為に係る土地に4ヘクタールを超える農地が含まれる場合に限る。) 農林水産大臣
 - (2) 第4項第9号に掲げる行為(隣接都府県における温泉(温泉法第2条第1項に規定する温泉をいう。)の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがある場合に限る。) 環境大臣
- 10 環境大臣は、前項第2号の規定による協議を受けたときは、関係都府県の利害関係者の意見を聴かなければならない。
- 11 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、第4項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。
- (1) 第4項第1号に掲げる行為 農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。次項及び第13項において同じ。)
 - (2) 第4項第3号に掲げる行為 都道府県森林審議会
 - (3) 第4項第9号に掲げる行為 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関
- 12 農業委員会は、前項(第1号に係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。)の規定により意見を述べようとするとき(前項の協議に係る同号に掲げる行為が30アールを超える農地が含まれる土地に係るものであるときに限る。)は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第43条第1項に規定する都道府県機構(次項において「都道府県機構」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、同法第42条第1項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。
- 13 前項に定めるもののほか、農業委員会は、第11項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。
- 14 計画作成市町村が農地法第4条第1項に規定する指定市町村(次項及び第24条において「指定市町村」という。)である場合における第3項及び第4項の規定の適用については、第3項中「要件」とあるのは「要件及び第5項各号に掲げる要件」と、第4項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第2号から第9号まで」と、「第1号及び第3号」とあるのは「第3号」とする。
- 15 第9項及び第11項の規定は、指定市町村である計画作成市町村が設備整備計画(第4項第1号に掲げる行為に係る部分に限る。)について第3項の認定をしようとするときについて準用する。この場合において、第9項及び第11項中「次の各号」とあるのは「第1号」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1667

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	設備整備計画の変更		
法令名 根拠条項	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 第8条第1項		
法令番号	平成25年法律第81号		
<p>【基準】 法第8条の規定による。 (設備整備計画の変更等)</p> <p>第8条 前条第3項の認定を受けた者(以下「認定設備整備者」という。)は、当該認定に係る設備整備計画を変更しようとするときは、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、計画作成市町村の認定を受けなければならない。ただし、農林水産省令・環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 認定設備整備者は、前項ただし書の農林水産省令・環境省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を計画作成市町村に届け出なければならない。</p> <p>3 計画作成市町村は、認定設備整備者が前条第3項の認定に係る設備整備計画(第1項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定設備整備計画」という。)に従って再生可能エネルギー発電設備等の整備を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>4 前条第3項から第15項までの規定は、第1項の規定による変更の認定について準用する。</p>			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3058

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	公用等に供する土地を含む土地の一定の地域を定める承認(国土交通省所管の国有財産(河川法第100条第1項に規定する準用河川の用に供されているもの及び道路法第8条第1項に規定する市町村道の用に供されているもの(同法第92条第1項の規定により不用物件となったものを含む。))で、県が管理するものに限る。)		
法令名 根拠条項	土地改良法 第5条第6項(第48条第9項(第84条において準用する場合を含む。))、第84条、第85条第5項、第85条の2第5項、第85条の3第4項及び第10項、第87条の2第10項、第87条の3第7項、第88条第6項及び第18項、第96条の2第7項並びに第96条の3第5項において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和24年法律第195号		
<p>【基準】</p> <p>法第5条第6項の規定による。</p> <p>6 国有地又は国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供している土地を含めて第1項の一定の地域を定めるには、その土地を管理する行政庁又は地方公共団体の承認がなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3059

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	土地改良事業(変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業を含む。)の施行によりその地域に編入すべき土地で公用等に供するものに係る承認(国土交通省所管の国有財産(河川法第100条第1項に規定する準用河川の用に供されているもの及び道路法第8条第1項に規定する市町村道の用に供されているもの(同法第92条第1項の規定により不用物件となったものを含む。))で、県が管理するものに限る。)		
法令名 根拠条項	土地改良法施行規則 第69条第4号及び第75条の2の2第5号		
法令番号	昭和24年農林省令第75号		
【基準】	<p>省令第69条第4号及び第75条の2の2第5号の規定による。</p> <p>(4) 当該土地改良事業の施行によりその地域に編入すべき土地で国有地又は国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供しているものがあるときは、その土地を管理する行政庁又は地方公共団体の承認のあったことを証する書面</p> <p>(5) 変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域に新たに編入すべき土地で国有地又は国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供しているものがあるときは、その土地を管理する行政庁又は地方公共団体の承認があったことを証する書面</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3060

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	開発行為の許可
法令名 根拠条項	農業振興地域の整備に関する法律 第15条の2第1項
法令番号	昭和44年法律第58号
<p>【基準】</p> <p>法第15条の2第1項及び第4項の規定による。 (農用地区域内における開発行為の制限)</p> <p>第15条の2 農用地区域内において開発行為(宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。)をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事(農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村(以下この条において「指定市町村」という。)の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 国又は地方公共団体が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であつて農林水産省令で定めるものの用に供するために行う行為 (2) 土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業の施行として行う行為 (3) 農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項又は第5条第1項の許可に係る土地をその許可に係る目的に供するために行う行為 (4) 農地法第2条第1項に規定する農地を同法第43条第1項の規定による届出に係る同条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供するために行う行為 (5) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第4条第3項第1号の権利に係る土地を当該農用地利用集積計画に定める利用目的に供するために行う行為 (6) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第7項の規定による公告があつた農用地利用配分計画の定めるところによつて設定され、又は移転された賃借権又は使用貸借による権利に係る土地を当該農用地利用配分計画に定める利用目的に供するために行う行為 (7) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第2条第3項第3号の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為 (8) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)第8条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第5条第8項の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為 (9) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で農林水産省令で定めるもの (10) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為 (11) 公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもので農林水産省令で定めるもの (12) 農用地区域が定められ、又は拡張された際既に着手していた行為 <p>4 都道府県知事等は、第1項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを許可してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当該開発行為により当該開発行為に係る土地を農用地等として利用することが困難となるため、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。 (2) 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等において土砂の流出又は崩壊その他の耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれが 	

あること。

- (3) 当該開発行為により当該開発行為に係る土地の周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3062

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	立木の伐採等の許可		
法令名 根拠条項	森林法 第34条第1項及び第2項(これらの規定を第44条において準用する場合を含む。)		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】	<p>法第34条第1項及び第2項の規定による。 (保安林における制限)</p> <p>第34条 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合</p> <p>(2) 次条第1項に規定する択伐による立木の伐採をする場合</p> <p>(3) 第34条の3第1項に規定する間伐のための立木の伐採をする場合</p> <p>(4) 第39条の4第1項の規定により地域森林計画に定められている森林施業の方法及び時期に関する事項に従って立木の伐採をする場合</p> <p>(5) 森林所有者等が第49条第1項の許可を受けて伐採する場合</p> <p>(6) 第188条第3項の規定に基づいて伐採する場合</p> <p>(7) 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合</p> <p>(8) 除伐する場合</p> <p>(9) その他農林水産省令で定める場合</p> <p>2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合</p> <p>(2) 森林所有者等が第49条第1項の許可を受けてする場合</p> <p>(3) 第188条第3項の規定に基づいてする場合</p> <p>(4) 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合</p> <p>(5) 軽易な行為であつて農林水産省令で定めるものをする場合</p> <p>(6) その他農林水産省令で定める場合</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3065

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	植栽の義務の例外の認定		
法令名 根拠条項	森林法施行規則 第72条		
法令番号	昭和26年農林省令第54号		
【基準】	<p>省令第72条の規定による。 (植栽の義務の例外)</p> <p>第72条 法第34条の4ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合において都道府県知事が認めたときとする。</p> <p>(1) 火災、風水害その他の非常災害により当該伐採跡地の現況等に著しい変更を生じたため、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間又は樹種に関する定めに従って植栽をすることが著しく困難な場合</p> <p>(2) 保安林のうち指定施業要件としてその立木の伐採につき択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のもの(人工植栽に係る森林に限る。)について、択伐によりその立木を伐採した後、当該伐採跡地につき、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の期間に関する定めに従わずに植栽をすることが不適當でない場合</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3066

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	生産事業者の登録(第12条第1項の登録証の交付を含む。)		
法令名 根拠条項	林業種苗法 第10条第1項		
法令番号	昭和45年法律第89号		
【基準】	<p>法第10条の規定による。 (生産事業者の登録)</p> <p>第10条 生産事業を行おうとする者は、その住所地(法人にあつては、その主たる事務所の所在地。以下同じ。)を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 生産事業の内容</p> <p>(3) 事業所の名称及び所在地</p> <p>(4) 生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所</p> <p>(5) 生産事業の開始年月日</p> <p>(6) 生産事業に従事する者で次項第3号イの講習会の課程を修了したものの氏名及び住所</p> <p>(7) その他農林水産省令で定める事項</p> <p>3 都道府県知事は、前項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当する者である場合を除き、政令で定めるところにより、遅滞なく、その登録をしなければならない。</p> <p>(1) この法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>(2) 第15条第1項の規定により登録の取消しを受けた日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 次に掲げる者以外の者</p> <p>イ 都道府県知事が種苗の生産、流通等に関し必要な知識を修得させることを目的として行なう講習会の課程を修了した者</p> <p>ロ イに掲げる者以外の者であつて、その生産事業に従事する使用人その他の従業者としてイの講習会の課程を修了した者を置くもの(その置かれる当該講習会の課程を修了した者のすべてが前2号のいずれかに該当するものを除く。)</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3067

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	登録証の変更交付		
法令名 根拠条項	林業種苗法 第13条第1項		
法令番号	昭和45年法律第89号		
【基準】	法第13条第1項の規定による。 (生産事業者の届出等) 第13条 生産事業者は、登録証の記載事項に変更を生じたときは、農林水産省令で定めるところにより、その住所を管轄する都道府県知事に変更があつた事項及び変更の年月日を届け出て、その書替交付を申請しなければならない。		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3068

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	登録証の再交付		
法令名 根拠条項	林業種苗法 第13条第2項		
法令番号	昭和45年法律第89号		
【基準】	法第13条第2項の規定による。 (生産事業者の届出等) 第13条 2 生産事業者は、登録証が滅失し、又は汚損したときは、農林水産省令で定めるところにより、その住所地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出て、その再交付を申請しなければならない。		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3096

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可及び許可証の交付		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第9条第1項及び第7項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】	<p>法第9条第1項及び第7項の規定による。 (鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)</p> <p>第9条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 第28条第1項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。</p> <p>(2) 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。</p> <p>(3) その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。</p> <p>7 環境大臣又は都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3098

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	従事者証の交付		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第9条第8項		
法令番号	平成14年法律第88号		
<p>【基準】 法第9条第8項の規定による。 (鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)</p> <p>第9条 8 第1項の許可を受けた者のうち、国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者(第14条の2において「認定鳥獣捕獲等事業者」という。)その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者(以下「従事者」という。)であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3099

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	許可証又は従事者証の再交付		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第9条第9項		
法令番号	平成14年法律第88号		
<p>【基準】</p> <p>法第9条第9項の規定による。 (鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可)</p> <p>第9条</p> <p>9 第1項の許可を受けた者は、その者又は従事者が第7項の許可証(以下単に「許可証」という。)若しくは前項の従事者証(以下単に「従事者証」という。)を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年2月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 510

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	優良田園住宅建設計画の認定		
法令名 根拠条項	優良田園住宅の建設の促進に関する法律 第4条第1項		
法令番号	平成10年法律第41号		
【基準】	<p>法第4条第1項から第3項までの規定による。 (優良田園住宅建設計画の認定)</p> <p>第4条 優良田園住宅を建設しようとする者は、その建設に関する計画(以下「優良田園住宅建設計画」という。)を作成し、これを市町村に提出して、当該優良田園住宅建設計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 優良田園住宅建設計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 建設しようとする住宅の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積</p> <p>(2) 建設しようとする住宅の建築面積の敷地面積に対する割合及び延べ面積の敷地面積に対する割合</p> <p>(3) 建設しようとする住宅の階数</p> <p>(4) その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項</p> <p>3 市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その優良田園住宅建設計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 優良田園住宅建設計画の内容が基本方針に照らして適切なものであること。</p> <p>(2) 優良田園住宅建設計画に係る住宅が優良田園住宅であること。</p> <p>(3) 優良田園住宅建設計画に係る住宅の用に供する土地の所在及び面積並びに周辺の土地利用の状況、公共施設の整備の状況等からみて、当該土地を住宅の用に供することが適当であり、かつ、良好な居住環境の形成が見込まれること。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 511

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	優良田園住宅建設計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	優良田園住宅の建設の促進に関する法律 第4条第6項		
法令番号	平成10年法律第41号		
【基準】	<p>法第4条第1項と同様に法第4条第1項から第3項までの規定による。 (優良田園住宅建設計画の認定)</p> <p>第4条 優良田園住宅を建設しようとする者は、その建設に関する計画(以下「優良田園住宅建設計画」という。)を作成し、これを市町村に提出して、当該優良田園住宅建設計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 優良田園住宅建設計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 建設しようとする住宅の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積</p> <p>(2) 建設しようとする住宅の建築面積の敷地面積に対する割合及び延べ面積の敷地面積に対する割合</p> <p>(3) 建設しようとする住宅の階数</p> <p>(4) その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項</p> <p>3 市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その優良田園住宅建設計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 優良田園住宅建設計画の内容が基本方針に照らして適切なものであること。</p> <p>(2) 優良田園住宅建設計画に係る住宅が優良田園住宅であること。</p> <p>(3) 優良田園住宅建設計画に係る住宅の用に供する土地の所在及び面積並びに周辺の土地利用の状況、公共施設の整備の状況等からみて、当該土地を住宅の用に供することが適当であり、かつ、良好な居住環境の形成が見込まれること。</p>		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日